

令和5年度 歳末たすけあい事業

支援金配分に関するお知らせ

本協議会では、地域の皆様からお寄せいただいた募金で新年を迎える時期に、支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、配分金の支給事業を実施しています。下記内容に該当する対象世帯の方は、本協議会まで申請してください。

【対象者】

- ① 低所得世帯・・・生活困窮であるとみなされる世帯で本協議会が定める収入基準額以下の世帯。
- ② 在宅重症心身障害児・者・・・常時介護を要する方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、のいずれかの交付を受けている方。
- ③ 在宅重度要介護者・・・常時介護を要する方で、介護保険認定証4・5、町在宅介護者見舞金決定通知書のいずれかの交付を受けている方。また、当該年9月1日時点で在宅であり、過去1年間に通算3か月の入院・入所をしていない方。
- ④ 交通遺児・・・今年度18才以下の交通遺児の方

◆申請にあたっての注意点◆

令和5年度より対象者の区分や要件が一部見直されています。

- ・長期ねたきり者 → 在宅重度要介護者
- ・②と③は常時介護を要する方が対象となります。（本協議会が定める基準で判断）
- ・申請には各種手帳（写し）の添付が必要となります。
- ・生活保護受給世帯は対象にはなりません。

【申請方法】

- ① 申請用紙を本協議会ホームページでダウンロードまたは、事務局（町総合福祉センター内）で受け取る。
- ② 申請用紙に必要事項を記入し、本協議会事務局に提出する。なお、配分金は口座振込になりますので、申請される方は通帳見開き1ページ目の写しをご提出ください。

【提出締切】令和5年11月6日（月）

【決 定】歳末たすけあい募金配分委員会で審査し決定する。

（結果は12月末頃に通知予定）

【問合せ先】時津町社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 882-0777